

日本赤十字社  
新型インフルエンザ等対策業務計画



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的
- 第2節 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針
- 第3節 業務計画の運用

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制
- 第2節 情報収集・共有体制
- 第3節 関係機関との連携

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
- 第2節 発生時の人員計画
- 第3節 感染対策の検討・実施

### 第4章 その他

- 第1節 教育・訓練
- 第2節 計画の見直し

## 第1章 総則

### 第1節 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

日本赤十字社は、新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、指定公共機関として、他団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

日本赤十字社新型インフルエンザ等対策業務計画（以下「業務計画」という。）は、特措法の規定に基づき、日本赤十字社の新型インフルエンザ等への対策の内容及び実施に関する事項を定め、的確かつ迅速な対策に資することを目的とする。

### 第2節 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、赤十字病院をはじめ、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### 第1 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。また、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、インフルエンザ対応に力点を置いた診療体制の構築や地域の医療機関との連携等によって医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

#### 第2 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

本社及び各支部・施設での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。また、事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第3節 業務計画の運用

#### 第1 計画の所掌範囲

本計画における日本赤十字社の新型インフルエンザ等対策業務は、次の業務とする。

- 1 医療サービスの確保
- 2 血液製剤の供給
- 3 その他新型インフルエンザ等対策に必要な業務

## 第2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

本計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計される。

入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%として、中程度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計される。

全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中程度の場合、1日当たりの最

大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計される。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとされている。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しが行われるとされている。

なお、国によると、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされており、そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があるとされているが、その実践には限界がある。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

国は、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしている。

国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計される。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されるとしている。

## 第3 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に応じた意思決定を迅速に行うことができ

るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断することとしている。

日本赤十字社は、各施設の機能・役割に応じて、国、各都道府県、地域の医療体制に協力するとともに、業務計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発令された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜発生段階＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### 第1 未発生期

##### 1 業務計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

##### 2 体制の整備及び関係機関との連携強化

(1) 社長は、日本赤十字社における取組体制を整備・強化するために、本社に日本赤十字社新型インフルエンザ等対策委員会（以下「本社対策委員会」という。）を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。

(2) 社長は、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

##### 3 国際間の連携

社長は、新型インフルエンザ等の発生時に国際赤十字・赤新月社連盟等と速やかに情報共有できる体制を整備する。

#### 第2 海外発生期

1 社長は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに対策委員会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、日本赤十字社の初動対処方針について協議・決定する。

2 厚生労働大臣が、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により、政府対策本部を設置したときは、社長は、業務計画で定めるところにより、本社において社長を本部長とする日本赤十字社新型インフルエンザ等対策本部（以下「本社対策本部」という。）を直ちに設置するとともに、その会議を開催し、その対応状況等について確認するとともに、基本的対処方針（特措法第18条）に基づく日本赤十字社の対処方針を全支部・施設に指示する。

#### 第3 国内発生早期

社長は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部

が国内発生早期の基本的対処方針を公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を決定し、本社及び支部・施設間の連携を強化し、全社一体となった対策を推進する。

#### 第4 国内感染期

社長は、国が基本的対処方針を変更し、国内感染期の対処方針を公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、改めて全支部・施設に指示する。

#### 第5 小康期

1 社長は、国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、改めて全支部・施設に指示する。

2 社長は、特措法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく本社対策本部会議を開催し、本社対策本部を廃止する。

#### 3 対策の評価・見直し

社長は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、業務計画、ガイドライン等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて本社対策委員会を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価、見直しに関する意見を聴く。

### 第2節 情報収集・共有体制

第1 社長は、国、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

第2 社長は、地域における対策の現場となる支部・施設及び関係機関等と緊急に情報を共有できる体制を構築する。

第3 社長は、職員の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法について決定しておく。

### 第3節 関係機関との連携

社長は、新型インフルエンザ等対策業務実施にあたり連携が必要となる関係機関のリストアップを行い、発生時における連携方法について検討しておく。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

新型インフルエンザ等対策として、社長及び各支部・施設の長は施設ごとに次の業務を行う。

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

##### 第1 本社業務

社長は次の業務を行う。

##### 1 未発生期

###### (1) 業務計画の作成・見直し

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務計画の策定を行い、本社職員及び支部・施設に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた業務計画についてもその都度周知する。

###### (2) 本社新型インフルエンザ等対策マニュアルの作成・見直し

業務計画の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の本社における業務内容等を規定した「新型インフルエンザ等対策マニュアル（以下「対策マニュアル」という。）」の策定を行い、本社職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてもその都度周知する。

###### (3) 新型インフルエンザ等対策マニュアル作成のためのガイドラインの作成・見直し

各支部・施設における対策マニュアル作成のための「日本赤十字社新型インフルエンザ等対策マニュアル作成のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の策定を行い、支部・施設に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされたガイドラインについてもその都度周知する。

###### (4) 体制の整備及び関係機関との連携強化

日本赤十字社における取組体制を整備・強化するために、本社対策委員会を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、国内外の関係機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

###### (5) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

###### (6) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

## 2 海外発生期

### (1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について協議・決定

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに本社対策委員会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、日本赤十字社の初動対処方針を含めた対処方針について協議・決定する。

### (2) 対処方針等の支部・施設への指示

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、内閣総理大臣が政府対策本部を設置したときは、本社対策本部を直ちに設置するとともに、その会議を開催し、予め決定された対処方針等を確認のうえ、基本的対処方針に基づく日本赤十字社の初動対処方針を全支部・施設に指示する。

### (3) 業務計画等の見直し

本社対策委員会及び本社対策本部会議において、対処方針等に変更等がある場合には、必要に応じて業務計画、ガイドライン等の見直しを行い、本社職員及び全支部・施設に周知する。

### (4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 3 国内発生早期

### (1) 本社及び支部・施設間並びに関係機関等との連携強化

国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び支部・施設間のほか、関係機関等と相互に連携を強化し、全社一体となった対策を推進する。

### (2) 対処方針、対策等の見直し及び支部・施設への指示

国が基本的対処方針等を変更したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、改めて全支部・施設に指示する。

### (3) 業務計画等の見直し

本社対策本部会議において、対処方針等に変更等がある場合には、必要に応じて業務計画、ガイドライン等の見直しを行い、本社職員及び全支部・施設に周知する。

### (4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 4 国内感染期

##### (1) 対処方針、対策等の見直し及び支部・施設への指示

国が基本的対処方針等を変更したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、改めて全支部・施設に指示する。

##### (2) 業務計画等の見直し

本社対策本部会議において、基本的対処方針等に変更等がある場合には、必要に応じて業務計画、ガイドライン等を見直しを行い、本社職員及び全支部・施設に周知する。

##### (3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 5 小康期

##### (1) 対処方針、対策等の見直し及び支部・施設への指示

国が基本的対処方針等を変更したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、改めて全支部・施設に指示する。

##### (2) 対策等の評価、業務計画等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、業務計画、ガイドライン等を見直しを行う。この場合において、必要に応じて本社対策委員会を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価、見直しに関する意見を聴く。

##### (3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 第2 支部業務

各支部長は次の業務を行う。

### 1 未発生期

#### (1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、支部における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

#### (2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、管下施設のほか、地域の関係機関と平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

## 2 海外発生期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対応方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、支部における初動対処方針を含めた対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて支部における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 3 国内発生早期

(1) 本社及び支部・施設間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び管下赤十字施設間のほか、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、支部においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて支部における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努

める。

#### 4 国内感染期

##### (1) 対処方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、支部においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

##### (2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて支部における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

##### (3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 5 小康期

##### (1) 対処方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

##### (2) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

##### (3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

### 第3 医療施設業務

各医療施設長は次の業務を行う。

#### 1 未発生期

##### (1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、医療施設における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

##### (2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

取り組み体制を整備・強化するために、医療施設に新型インフルエンザ等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。事業継続計画の策定においては、新型インフルエンザ等緊急事態において、患者が適切な医療を受けられるよう医療提供体制を整備する。また、本社、支部、都道府県等の地域の関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

必要となる医療資器材（個人防具、人工呼吸器等）や増床の余地に関して、あらかじめ準備・整備する。また、抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

## 2 海外発生期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、医療施設に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、医療施設における初動対処方針を含めた対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて医療施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 3 国内発生早期

(1) 本社及び支部・施設間並びに都道府県等の関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、対策本部会議を開催し、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び支部、都道府県等の地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて医療施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 4 国内感染期

(1) 対応方針、対策等の見直し

対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて医療施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 5 小康期

(1) 対応方針、対策等の見直し

対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(2) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 第4 看護師養成施設業務

各看護専門学校長は次の業務を行う。

### 1 未発生期

#### (1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の看護専門学校（以下「学校」という。）における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

#### (2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

取り組み体制を整備・強化するために、学校設置病院と合同で対策委員会を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、支部、学校設置病院のほか、地域の関係機関等と平素からの情報交換、連携体制の確認等を実施する。

#### (3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

教職員及び学生の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

#### (4) 予防知識等の周知

教職員及び学生は、日頃から新型インフルエンザ等の発生に備えた予防や対策について、対策マニュアル等により理解を深めておく。

#### (5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

### 2 海外発生期

#### (1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、学校設置病院と合同で対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、学校における初動対処方針を含めた対処方針について協議・決定する。

#### (2) 休校措置の検討及び休校措置に向けての準備

海外発生地域や発生状況に関する情報を収集して、国内発生早期の段階へ進展する可能性を確認し、休校措置の時期を検討する。

#### (3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて学校にお

ける対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

#### (4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

### 3 国内発生早期

#### (1) 本社、支部、学校設置病院及び学校間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、学校設置病院と合同で対策本部会議を開催し、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社、支部、学校設置病院、学校間のほか、地域の関係機関等と、相互に連携を強化し、対策を推進する。

#### (2) 対応方針、対策等の見直し

学校設置病院と合同で対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

#### (3) 休校措置の検討・実施

国・都道府県等関係当局からの情報等に注意を払い、対策委員会は計画した手順に従い速やかに休校等の措置を講じる。

#### (4) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて学校における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

#### (5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

### 4 国内感染期

#### (1) 休校措置の実施

国・都道府県等関係当局からの情報等に注意を払い、対策本部は計画した手順に従い速やかに休校等必要な措置を実施する。

#### (2) 対応方針、対策等の見直し

学校設置病院と合同で対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

#### (3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて学校における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

#### (4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

### 5 小康期

#### (1) 対応方針、対策等の見直し

学校設置病院と合同で対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

#### (2) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等を見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、本社に提出する。

#### (3) 休校措置等解除にかかる対応

休校措置等の解除に向けて対応する。国等からの完全な終息宣言があるまでは、再流行に備えた感染防止策を実地する。

#### (4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 第5 血液センター業務

各血液センター長は次の業務を行う。

### 1 未発生期

#### (1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の血液センターにおける業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては、本社に提出する。

#### (2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら

対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、ブロック血液センター、地域血液センター及び支部間のほか、地域の関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

### (3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

献血者受入れに必要なマスク、手指消毒剤等の備品や非接触型体温計等の対策関連機器の整備・点検を行う。

また、血液供給担当者等が使用する防護服セット等についても、整備・点検を行う。

### (4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

## 2 海外発生期

### (1) 情報の集約・共有・分析及び初動対応方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、血液センターにおける初動対処方針を含めた対処方針について協議・決定する。

### (2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて血液センターにおける対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては本社に提出する。

### (3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 3 国内発生早期

### (1) 本社、ブロック血液センター、地域血液センター及び支部間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社、ブロック血液センター、地域血液センター及び支部間のほか、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、必要な対策を推進する。なお、各血液センター等の対応につい

ては、対策マニュアルに従う。

また、必要に応じて、地域の関係機関等と連絡及び調整を行う。

(2) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対応方針、対策等の見直しの指示に基づき、血液センターにおいても対応方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて血液センターにおける対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては本社に提出する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 4 国内感染期

(1) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対応方針、対策等の見直しの指示に基づき、血液センターにおいても対応方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。必要に応じて、地域の関係機関等と連絡及び調整を行う。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて血液センターにおける対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

#### 5 小康期

(1) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対応方針、対策等の見直しの指示に基づき、血液センターにおいても対応方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。必要に応じて、地域の関係機関等と連絡及び調整を行う。

(2) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、地域血液センターにおいてはブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 第6 社会福祉施設業務

各社会福祉施設長は次の業務を行う。

### 1 未発生期

(1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の社会福祉施設における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、支部・施設間のほか、地域の関係機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

### 2 海外発生期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、社会福祉施設における初動対処方針を含めた対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて社会福祉施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 国内発生早期

(1) 本社及び支部・施設間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び支部・施設間のほか、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、社会福祉施設においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて社会福祉施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

4 国内感染期

(1) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、社会福祉施設においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて社会福祉施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努

める。

## 5 小康期

### (1) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、社会福祉施設においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

### (2) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、本社に提出する。

### (3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

## 第2節 発生時の人員計画

社長及び各支部・施設の長は、新型インフルエンザ等の発生により職員の出勤率が低下した場合の対策業務の継続方法について検討しておく。

## 第3節 感染対策の検討・実施

社長及び各支部・施設の長は、職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための業務実施方法を検討しておく。

## 第4章 その他

### 第1節 教育・訓練

第1 社長は、職員に対し新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策等について周知徹底するとともに、必要に応じて研修や訓練を実施する。

第2 社長は、国、関係機関等の役割について認識し、併せて日本赤十字社の新型インフルエンザ等対策業務について理解を深めるため、各機関等との合同訓練等の実施に努める。

### 第2節 計画の見直し

社長は、常に新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、新型インフルエンザ等対策について検証等を行い、適時適切に本計画の変更を行うものとする。